

第2回

# (仮称)北区公民連携推進条例制定に向けた検討会

北区 政策経営部 しごと連携担当課

令和7年7月16日(水)14:30~

@北とぴあ14階 スカイホール

# 委員名簿

| 区分    | 所属団体、役職など                        | 氏名（敬称略） |
|-------|----------------------------------|---------|
| 学識経験者 | 東洋大学経済学研究科公民連携専攻客員教授             | 矢部 智仁   |
| 学識経験者 | 多摩大学産官学民連携センター長                  | 長島 剛    |
| 学識経験者 | 社会福祉法人東京都共同募金会常務理事・事務局長          | 枝見 太郎   |
| 民間団体等 | 東京商工会議所北支部会長                     | 越野 充博   |
| 民間団体等 | 北区担い手みらい塾2025塾長                  | 田辺 恵一郎  |
| 民間団体等 | 東京北区観光協会事務局長                     | 杉山 徳卓   |
| 民間団体等 | イオンリテール株式会社                      | 多田 紗織   |
| 民間団体等 | 大日本ダイヤコンサルタント株式会社（飛鳥山公園P-PFI事業者） | 無量井 春菜  |
| 金融機関  | 城北信用金庫                           | 黒井 寿和   |
| 金融機関  | 瀧野川信用金庫                          | 吉野 雅仁   |
| 公募委員  |                                  | 鵜名山 紀子  |
| 公募委員  |                                  | 大橋 貴尚   |
| 公募委員  |                                  | 鈴木 知子   |

# 次第

## 1. 開会

## 2. 議題

- (1) (仮称)北区公民連携推進条例の構成案について
- (2) プレ・プラットフォームの実施報告について
- (3) ガイドラインの構成案について

## 3. 閉会

# (仮称)北区公民連携推進条例 の構成案について

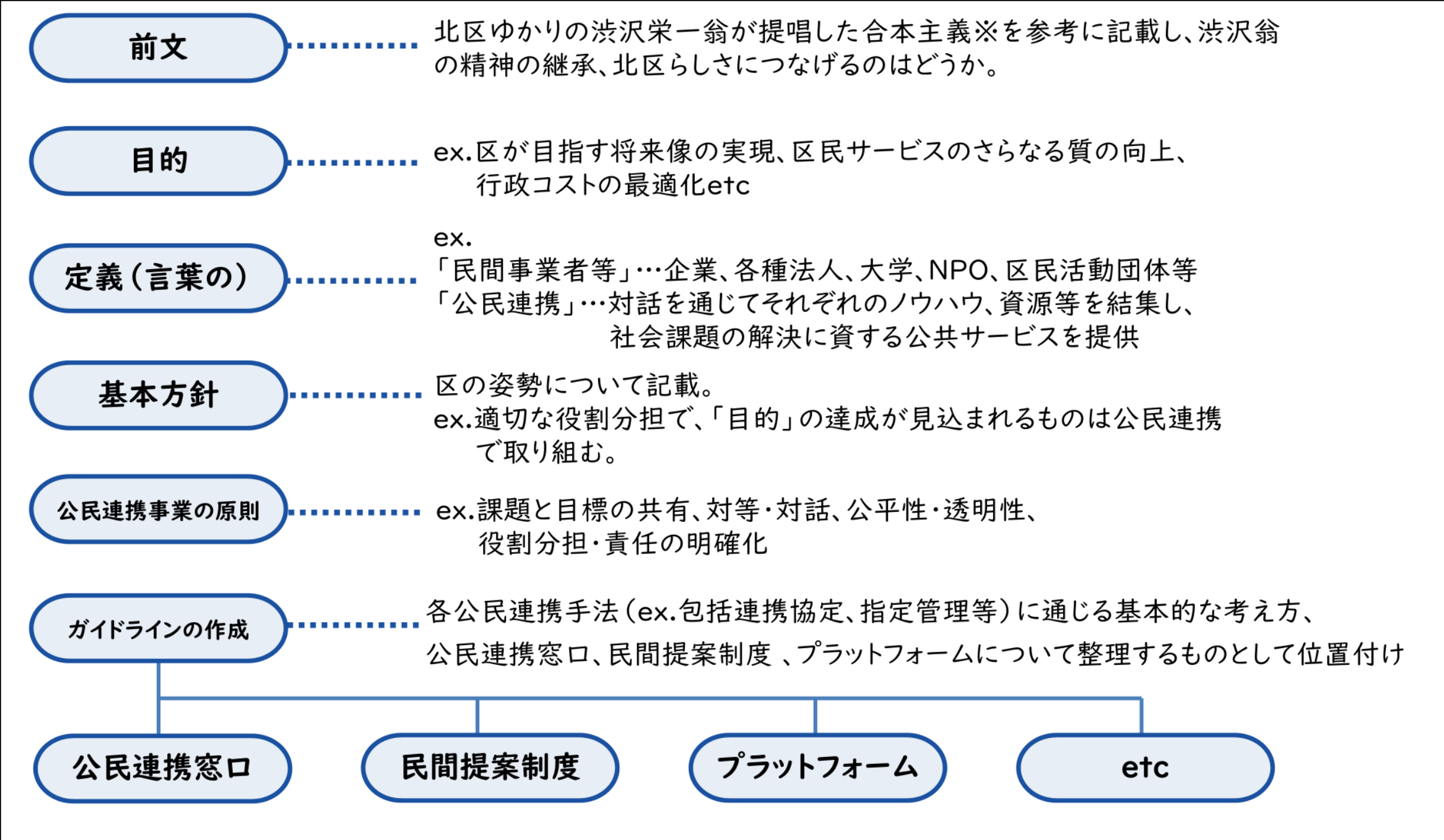
---

# 2.議題(1) (仮称)北區公民連携推進条例の構成案について

## 条例を定めることの利点

- ・議会の議決が必要で簡単に変更できず、長期的に効果が継続する。
- ・住民の理解・支持を得た上で区全体の統一的な方向づけ、不退転の姿勢を示すことができ、区職員の意識醸成にもつながる。

## 第1回でお示した条例の骨子



## 第1回でいただいたご意見

渋沢栄一の合本主義だけでなく、「変化を恐れない」「挑戦する」といった側面も加えてはどうか。

既存のやり方に囚われず新しいチャレンジが始まることを条例で表現してほしい。

価格競争にならない表現にしてほしい。

各公民連携手法の規定の上位概念として、既存ルールを変えていく流れを作ることも重要。

## 2.議題(1) (仮称)北区公民連携推進条例の構成案について

東京都北区公民連携推進条例(※法規担当に確認中)

北区ゆかりの渋沢栄一翁が提唱した「公益を追求するという使命や目的を達成するのに最も適した人材と資本を集め、事業を推進させるという考え方」である合本主義を参考に、**変化を恐れず地域に根ざして社会課題の解決を目指すことで、持続可能な北区の未来に向けた対話に基づく公民連携を進めていくために**条例を定める。

(目的)

第1条 この条例は、全ての**公民連携手法に通じる基本的事項を定めることにより、区民サービスのさらなる質の向上並びに地域の価値の向上を図り、もって区が目指す将来像を実現するとともに、未来に向けて進むまちを形成すること**を目的とする。

笠間市:行政サービスの質の向上、行政サービス領域の最適化と手法の改善並びに地域及び経済の持続と活性化  
大東市:自立的かつ持続可能な地域経営、公共サービスの質的充足及び地域の価値の向上

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 民間事業者等 事業活動を行う又は行おうとする企業、各種法人、大学、NPO、区民活動団体等をいう。
- (2) 公民連携 区と民間事業者等が、それぞれの持つアイデアやノウハウ、資源、ネットワークなどを結集し、行政課題や社会課題(以下、「行政課題等」という。)の解決に資する公共サービスの提供等を図るために相互の対話を通じて連携すること。
- (3) 公民連携事業 前条に規定する目的を達成するために区と民間事業者等が連携して行う事業をいう。

(基本方針)

第3条 **区長は、第1条に規定する目的の達成が見込まれる事業について、公民連携の可能性を検討し、可能な限り公民連携事業として実施することを目指すものとする。ただし、法令等により区が直接実施することなどが規定されている事業及び事務は除く。**

**2 本条例に基づくすべての規定は、これを不退転の決意をもって実行するものとする。**

## 2.議題(1) (仮称)北区公民連携推進条例の構成案について

(公民連携事業の原則)

第4条 区は民間事業者等と次に掲げる原則にのっとり公民連携事業を推進する。

- (1) 区と民間事業者等の双方が課題と目標を共有し、お互いのメリットを見出すものとする。
- (2) 区は民間事業者等と公民連携事業の実現に向けた対話を積極的に行うこととする。
- (3) 区は全ての民間事業者等の提案の機会を確保すること。
- (4) 区は公民連携を行うにあたっては、透明性の確保を基本とすること。
- (5) 区と民間事業者等は、適切な役割分担と責任について合意し、明確化すること。

(ガイドラインの作成)

第5条 区長は、前条の原則を踏まえ、公民連携事業を広く効果的に推進するため、ガイドラインを作成しなければならない。

2 区長は、ガイドラインを作成又は改定した場合は、遅滞なくこれを公表しなければならない。

3 ガイドラインには、公民連携窓口、提案事業等の募集、公民連携プラットフォームなど公民連携に必要な事項について定めるものとする。

(公民連携窓口の設置)

第6条 区長は、公民連携事業を推進するための公民連携窓口を区に設置する。

2 公民連携窓口は、民間事業者等からの相談や提案の受付を行うとともに、庁内の公民連携事業の情報集約を担うものとする。

(提案事業等の募集)

第7条 区長は、第4条の原則を踏まえ、区の課題や目標等を示した上で、随時、民間事業者等からの提案の募集を行うものとする。

(公民連携プラットフォームの実施)

第8条 区長は、第4条の原則を踏まえ、区と民間事業者等の対話の場として、公民連携プラットフォームを設置する。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

# プレ・プラットフォームの 実施報告について

---

# プレ・プラットフォーム実施結果

1回目 令和7年6月17日（火）18：30～20：45

@北とぴあ カナリアホール

【申込】31人【出席】27人

2回目 令和7年7月2日（水） 18：30～20：45

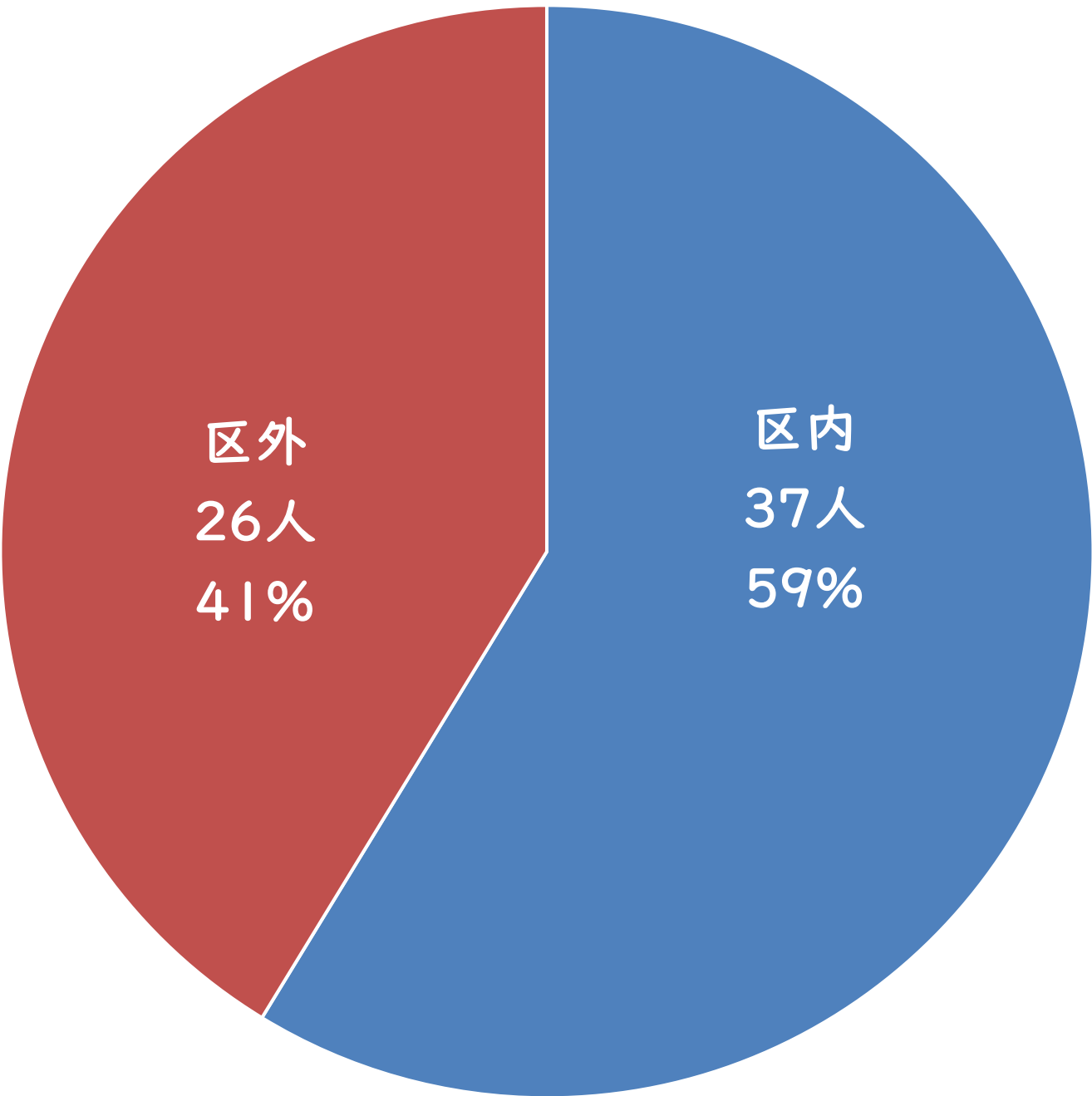
@北とぴあ カナリアホール

【申込】42人【出席】36人



# プレ・プラットフォーム参加者属性

①参加者所属企業（団体）の所在地  
（１回目・２回目合計）

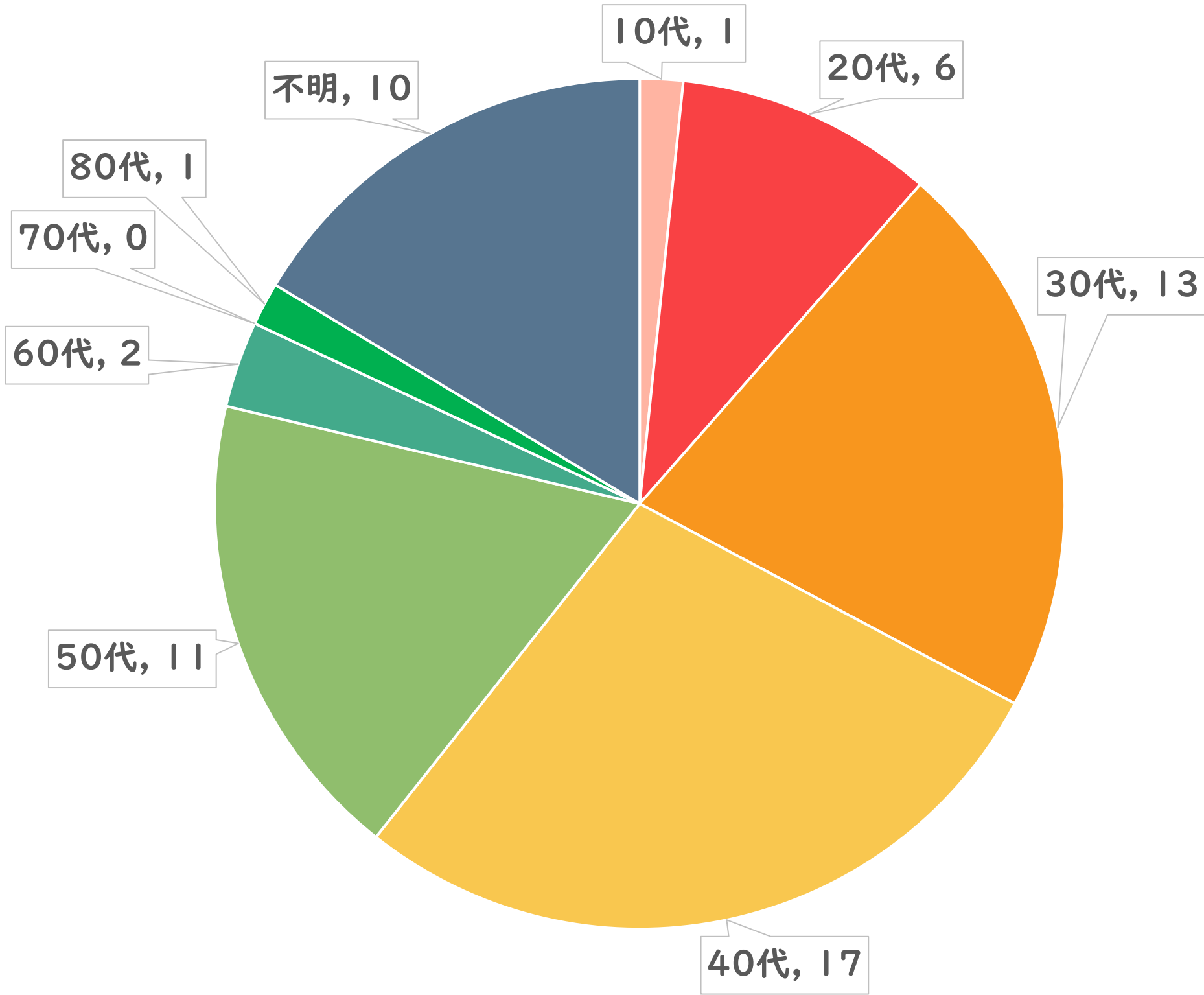


②参加者所属企業（団体）の業種  
（１回目・２回目合計）

| 業種                               | 参加者数 | 割合   |
|----------------------------------|------|------|
| 専門・技術サービス業<br>（コンサルタント業、デザイン業など） | 14人  | 22%  |
| 製造業                              | 10人  | 16%  |
| 情報通信業<br>（広告業、インターネット付随業務など）     | 8人   | 13%  |
| 区民・NPO・学生                        | 9人   | 14%  |
| 金融業・保険業                          | 5人   | 8%   |
| 不動産業                             | 4人   | 6%   |
| 区職員                              | 3人   | 5%   |
| 教育, 学習支援業                        | 1人   | 2%   |
| 小売業                              | 3人   | 5%   |
| 生活関連サービス業                        | 2人   | 3%   |
| 建設業                              | 2人   | 3%   |
| 福祉                               | 1人   | 2%   |
| 運輸業                              | 1人   | 2%   |
| 合計                               | 63人  | 100% |

# プレ・プラットフォーム参加者属性

③参加者の年代  
（１回目・２回目合計）



④イベントを知ったきっかけ  
（１回目・２回目合計）

|                                                |     |
|------------------------------------------------|-----|
| しごと連携担当課から直接お声がけで                              | 22件 |
| チラシ（赤羽イノベーションサイト・TOKYO UPGRADE SQUARE・北区産業連合会） | 14件 |
| 知人の紹介                                          | 7件  |
| 北区ニュース                                         | 7件  |
| 北区公式SNS                                        | 2件  |
| 北区環境ポータルサイト                                    | 3件  |
| メルマガ（東商北支部インフォメーション）                           | 7件  |
| 北区みらい塾                                         | 1件  |
| 東洋大学デジタルサイネージ                                  | 1件  |
| しぶさわくんFM                                       | 1件  |
| （仮称）北区公民連携推進条例の制定に向けた検討会傍聴                     | 1件  |



## ②公民連携を難しくしている見えない壁

ガイドラインの「公民連携の原則」に通じる意見として

『透明性』『役割分担及び責任の明確化』



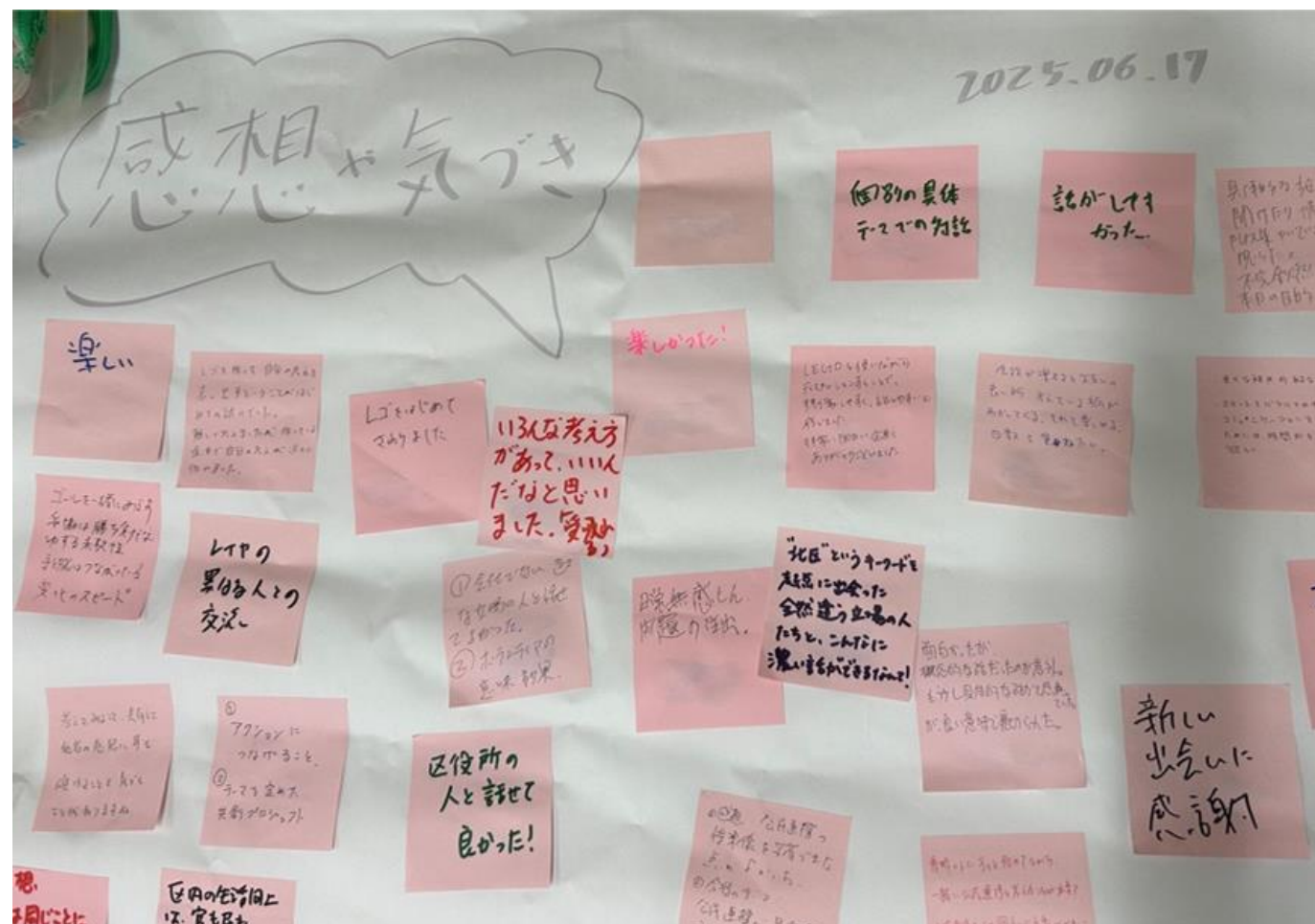
押しつけ  
情報  
自分本位  
ルール  
アンコンシャスバイアス  
探す  
古い  
関係  
制度  
必要  
悲観  
傍観者  
逆風  
欠如  
意識  
目印  
コミュニケーション  
条例  
雰囲気  
話す  
推し

## ワークショップで出た意見

「プラットフォーム」の  
機能に通じる意見として

### ③今後取り上げてほしいテーマ

『具体的な課題』『行政側の課題』  
『地域視点での連携機会』『北区についてもっと知る場』



Ex) ・具体的なテーマで話したい

- ・北区についてもっと知りたい
- ・成功事例や失敗事例が知りたい
- ・行政側の課題や悩みを共有してほしい
- ・北区で行っている具体的な施策を知りたい
- ・生きやすい、働きやすい区にしたい
- ・行政目線と事業者目線のギャップを知りたい
- ・行政が民間に何を求めているかを知りたい

# ガイドラインの構成案について

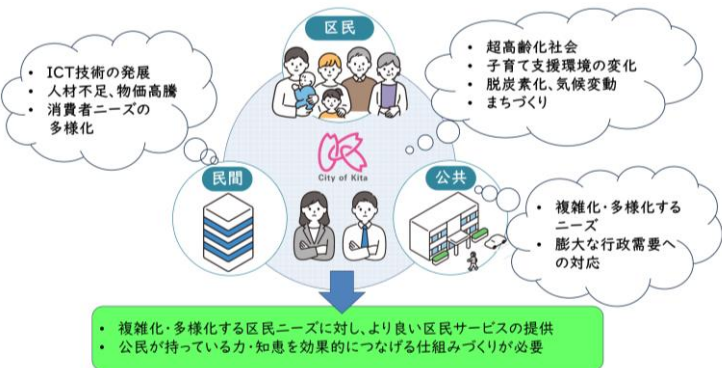
---

# 議題 2. (3)ガイドラインの構成案について

## ■ガイドラインの構成案

### 北区(案)…第1回検討会でお示しの内容

議題 3-(1)公民連携に取り組む背景について



### ■検討会におけるガイドライン検討の進め方案

検討会で議論を深めていく内容ではないと考えられるため、事務局案を文章化してお示しし、ご確認いただく。

#### 2. ガイドラインの位置付け

- ・条例をわかりやすく説明するもの
- ・民間提案制度・公民連携窓口、プラットフォームについて整理

第2回で検討

#### 3. 公民連携の目的

渋沢翁の精神を継承して、  
・区民サービスの質の向上・地域の価値の向上・行政コストの最適化

#### 4. 公民連携の原則

- ・課題と目標の共有
- ・対等・対話
- ・公平性・透明性
- ・役割分担及び責任の明確化

仕様書を民間からの提案を含めてつくっていくのか等あるべき姿も示すことが必要

契約によるガバナンス(ルール明確化)が重要

条例で記載する内容の詳細説明となるので、条例の方での議論に合わせて文章化してお示しし、ご確認いただく。

#### 5. 取り組みとして掲げるもの

- ①公民連携窓口
- ②民間提案制度
- ③公民連携プラットフォーム

第3回で議論

## 議題 2. (3)ガイドラインの構成案について

### 「ガイドライン」について

- ・物事を進めるうえで基準・目安にする大まかな指標。条例のような制定手続きは必要ではないため、条例に比べ柔軟に運用を行っていくことが可能。
- ・北区の公民連携についての説明書のようなもの。

### ■ガイドラインの位置付け

- ・条例で定める事項をわかりやすく説明するもの。
- ・条例第5条を根拠として、区における公民連携推進の基礎とし、公民連携手法(ex.包括連携協定、PPP/PFI、指定管理者制度、ネーミングライツ等)に通じる基本的な考え方や民間事業者等からの提案に関するプロセス、公民連携プラットフォームの役割などについて整理するもの。

### ■他の公民連携手法に関するガイドラインとの関係性

- ・区でこれまで制度運用を図ってきた公民連携手法ごとの事業実施に伴う具体的手続きや運用方法等についてはそれぞれのガイドライン等(ex.「北区PPP/PFI基本指針」や「北区指定管理者ガイドライン」)を併用し、本ガイドラインをご活用いただくイメージ。